

鳥取海区漁場計画（素案）

1 漁業権に関する事項

(1) 公示番号 海共第1号

ア 漁場の位置 鳥取市福部町及び岩美郡岩美町地先

イ 漁場の区域 次の（ア）と（ウ）を直線で結んだ線、（ウ）と（エ）を結んだ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、（イ）と（エ）を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域並びに海士島周辺200メートルの線によって囲まれた区域

（ア）鳥取県と兵庫県との境界と最大高潮時海岸線との交点

（イ）鳥取市福部町湯山と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点

（ウ）（ア）から331度10分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

（エ）（イ）から323度40分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり（いわのり）漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	もずく漁業	2月1日から8月31日まで
	くろも漁業	2月1日から6月30日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	なまこ漁業	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 鳥取市福部町及び岩美郡岩美町

カ 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(2) 公示番号 海共第2号

ア 漁場の位置 鳥取市（同市福部町及び青谷町を除く。）地先

イ 漁場の区域 次の（ア）と（ウ）を直線で結んだ線、（ウ）と（エ）を結んだ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、（イ）と（エ）を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域。ただし、（オ）から（ト）までの各点を順次直線で結んだ線、（ナ）と（ニ）を直線で結んだ線、陸岸及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域並びに（ネ）から（ヨ）までの各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

基点第1号 鳥ヶ島灯台の中心点

基点第2号 北緯 35 度 31 分 49.35 秒、東経 134 度 9 分 7.63 秒の地点

(ア) 鳥取市福部町湯山と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点

(イ) 鳥取市気高町八束水と同市青谷町青谷の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ウ) (ア) から 323 度 40 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 1,500 メートルの線との交点

(エ) (イ) から 353 度 40 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 1,500 メートルの線との交点

(オ) 鳥取港第3防波堤北端

(カ) 基点第1号から 9 度 30 分 (真方位) 410 メートルの点

(キ) 基点第1号から 3 度 10 分 (真方位) 482 メートルの点

(ク) 基点第1号から 29 度 30 分 (真方位) 772 メートルの点

(ケ) 基点第1号から 38 度 30 分 (真方位) 1,036 メートルの点

(コ) 基点第1号から 38 度 00 分 (真方位) 1,038 メートルの点

(サ) 基点第1号から 40 度 00 分 (真方位) 1,115 メートルの点

(シ) 基点第1号から 44 度 20 分 (真方位) 1,086 メートルの点

(ス) 基点第1号から 65 度 30 分 (真方位) 808 メートルの点

(セ) 基点第1号から 70 度 40 分 (真方位) 790 メートルの点

(ソ) 基点第1号から 85 度 30 分 (真方位) 828 メートルの点

(タ) 基点第1号から 82 度 20 分 (真方位) 1,005 メートルの点

(チ) 基点第1号から 81 度 30 分 (真方位) 1,052 メートルの点

(ツ) 基点第1号から 94 度 00 分 (真方位) 1,173 メートルの点

(テ) 基点第1号から 94 度 10 分 (真方位) 1,171 メートルの点

(ト) 基点第1号から 102 度 30 分 (真方位) 1,304 メートルの点

(ナ) 鳥取港西防波堤北端

(ニ) 鳥取港鳥ヶ島南端

(ヌ) 基点第2号から 78 度 50 分 (真方位) 650 メートルの点

(ネ) (ヌ) と (ノ) を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線との交点

(ノ) 基点第2号から 73 度 20 分 (真方位) 656 メートルの点

(ハ) 基点第2号から 20 度 40 分 (真方位) 245 メートルの点

(ヒ) 基点第2号から 16 度 30 分 (真方位) 239 メートルの点

(フ) 基点第2号から 13 度 05 分 (真方位) 225 メートルの点

(ヘ) 基点第2号から 12 度 30 分 (真方位) 208 メートルの点

(ホ) 基点第2号から 30 度 30 分 (真方位) 67 メートルの点

(マ) 基点第2号から 301 度 00 分 (真方位) 130 メートルの点

(ミ) 基点第2号から 306 度 15 分 (真方位) 138 メートルの点

(ム) 基点第2号から 300 度 30 分 (真方位) 165 メートルの点

(メ) 基点第2号から 295 度 45 分 (真方位) 160 メートルの点

(モ) 基点第2号から 278 度 00 分 (真方位) 805 メートルの点

(ヤ) 基点第2号から 275 度 50 分 (真方位) 804 メートルの点

(ユ) 基点第2号から 285 度 10 分 (真方位) 150 メートルの点

(ヨ) (ユ) と (ラ) を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線との交点

(ラ) 基点第2号から 263 度 50 分 (真方位) 150 メートルの点

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	もずく漁業	2月1日から8月31日まで
	くろも漁業	2月1日から6月30日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	なまこ漁業	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 鳥取市（同市福部町及び青谷町を除く。）

カ 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(3) 公示番号 海共第3号

ア 漁場の位置 鳥取市青谷町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町地先

イ 漁場の区域 次の（ア）と（ウ）を直線で結んだ線、（ウ）と（エ）を結んだ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、（イ）と（エ）を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域。ただし、（オ）と（カ）を直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。

（ア） 鳥取市気高町八束水と同市青谷町青谷の境界と最大高潮時海岸線との交点

（イ） 北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点

（ウ） （ア）から353度40分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

（エ） （イ）から353度40分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

（オ） 泊漁港北防波堤南西端

（カ） 泊漁港第2西防波堤北端

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり（いわのり）漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	くろも漁業	2月1日から6月30日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	こたまがい漁業	
	ばい漁業	

かき漁業
たこ漁業
うに漁業
なまこ漁業

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 鳥取市青谷町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町

カ 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(4) 公示番号 海共第5号

ア 漁場の位置 米子市淀江町、東伯郡琴浦町及び西伯郡大山町地先

イ 漁場の区域 次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域。ただし、(オ)と(カ)を直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域並びに(キ)と(ク)を直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。

(ア) 北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点

(イ) 米子市淀江町佐陀と同市二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ウ) (ア) から 353 度 40 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 2,000 メートルの線との交点

(エ) (イ) から 13 度 10 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 2,000 メートルの線との交点

(オ) 赤碕港東防波堤西端

(カ) 赤碕港西防波堤北東端

(キ) 淀江漁港内防波堤(東)南西端

(ク) 淀江漁港西防波堤北西端

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり(いわのり)漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	もずく漁業	2月1日から8月31日まで
	えごのり(いぎす)漁業	7月21日から8月31日まで
	くろも漁業	2月1日から6月30日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	ひじき漁業	4月1日から6月30日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	にいな漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
なまこ漁業		

- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 米子市淀江町、東伯郡琴浦町及び西伯郡大山町
- カ 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(5) 公示番号 海共第6号

- ア 漁場の位置 米子市（同市淀江町を除く。）及び西伯郡日吉津村地先
- イ 漁場の区域 次の（ア）と（ウ）を直線で結んだ線、（ウ）と（エ）を結んだ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、（イ）と（エ）を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域
 - （ア）米子市淀江町佐陀と同市二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点
 - （イ）米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点
 - （ウ）（ア）から13度10分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点
 - （エ）（イ）から66度00分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点
- ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	あまのり（いわのり）漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	なまこ漁業	

- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 米子市（同市淀江町を除く。）及び西伯郡日吉津村
- カ 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 公示番号 海共第8号

- ア 漁場の位置 境港市地先
- イ 漁場の区域 次の（ア）と（ウ）を直線で結んだ線、（ウ）と（エ）を結んだ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、（イ）と（エ）を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域
 - （ア）米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点
 - （イ）境港市新屋町所在の新屋川左岸の標杭
 - （ウ）（ア）から66度00分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点
 - （エ）（イ）から61度00分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点
- ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	

いがい漁業
ばい漁業
かき漁業
たこ漁業
なまこ漁業

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 境港市

カ 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(7) 公示番号 海区第1号

ア 漁場の位置 岩美郡岩美町大字大羽根尾地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 東漁港北防波堤南西端

(イ) (ア)から221度30分(真方位)10メートルの点

(ウ) (エ)から221度30分(真方位)10メートルの点

(エ) (ア)から311度30分(真方位)100メートルの点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(8) 公示番号 海区第2号

ア 漁場の位置 岩美郡岩美町大字大羽根地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第3号 東漁港北防波堤南西端

(ア) 基点第3号から247度07分(真方位)134メートルの点

(イ) 基点第3号から251度14分(真方位)131メートルの点

(ウ) 基点第3号から255度45分(真方位)229メートルの点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(9) 公示番号 海区第3号

ア 漁場の位置 岩美郡岩美町大字田後地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域

(ア) 田後港波除堤(施設番号B-1-17)北東端

(イ) (ア)から356度(真方位)60.0メートルの点

(ウ) (ア)から330度(真方位)66.6メートルの点

(エ) 田後港波除堤(施設番号B-1-17)北西端

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 岩美郡岩美町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(10) 公示番号 海区第4号

ア 漁場の位置 鳥取市福部町岩戸地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第4号 岩戸漁港北防波堤灯台

(ア) 基点第4号から115度40分(真方位)109.5メートルの点

(イ) 基点第4号から98度50分(真方位)111メートルの点

(ウ) 基点第4号から114度20分(真方位)209メートルの点

(エ) 基点第4号から124度40分(真方位)179メートルの点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 鳥取市福部町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(11) 公示番号 海区第5号

ア 漁場の位置 鳥取市気高町八束水地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第5号 船磯漁港第二港内防波堤南東端

(ア) 基点第5号から282度(真方位)60メートルの点

(イ) 基点第5号から224度(真方位)109メートルの点

(ウ) 基点第5号から237度50分(真方位)140メートルの点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 鳥取市気高町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(12) 公示番号 海区第6号

ア 漁場の位置 鳥取市気高町八束水地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第6号 船磯漁港第三港内防波堤南西端

(ア) 基点第6号から185度40分(真方位)231メートルの点

(イ) 基点第6号から188度30分(真方位)222メートルの点

(ウ) 基点第6号から147度15分(真方位)100メートルの点

(エ) 基点第6号から129度15分(真方位)92メートルの点

(オ) 基点第6号から131度50分(真方位)110メートルの点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 鳥取市気高町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(13) 公示番号 海区第7号

ア 漁場の位置 鳥取市気高町八束水地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域

(ア) 船磯漁港第三港内防波堤南西端

(イ) (ア)から147度15分(真方位)100メートルの点

(ウ) (ア)から129度15分(真方位)92メートルの点

(エ) (ア)から131度50分(真方位)110メートルの点

(オ) (ア) から 119 度 40 分 (真方位) 110 メートルの点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (貝類垂下式養殖業)

漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 鳥取市気高町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(14) 公示番号 海区第 8 号

ア 漁場の位置 鳥取市青谷町長和瀬地先

イ 漁場の区域 次の (ア) から (エ) の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第 7 号 長和瀬漁港東防波堤灯台

(ア) 基点第 7 号から 201 度 43 分 (真方位) 125 メートルの点

(イ) 基点第 7 号から 195 度 26 分 (真方位) 129 メートルの点

(ウ) 基点第 7 号から 202 度 12 分 (真方位) 177 メートルの点

(エ) 基点第 7 号から 206 度 40 分 (真方位) 173 メートルの点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。))

漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 鳥取市青谷町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(15) 公示番号 海区第 9 号

ア 漁場の位置 東伯郡湯梨浜町大字泊地先

イ 漁場の区域 次の (ア) から (ウ) 及び (ア) の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第 8 号 泊漁港北防波堤南西端

(ア) 基点第 8 号から 240 度 30 分 (真方位) 79 メートルの点

(イ) 基点第 8 号から 230 度 30 分 (真方位) 290 メートルの点

(ウ) 基点第 8 号から 268 度 30 分 (真方位) 340 メートルの点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10 月 21 日から翌年 4 月 30 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(16) 公示番号 海区第10号

ア 漁場の位置 西伯郡大山町平田地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 平田漁港東側防波堤南西端

(イ) (ア)から37度30分(真方位)40メートルの点

(ウ) (ア)から68度30分(真方位)140.5メートルの点

(エ) (ア)から79度30分(真方位)137メートルの点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 米子市淀江町及び西伯郡大山町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(17) 公示番号 海区第11号

ア 漁場の位置 西伯郡大山町平田地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(カ)の各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第9号 平田漁港東側防波堤南西端

(ア) 基点第9号から94度30分(真方位)237メートルの点

(イ) 基点第9号から114度(真方位)105メートルの点

(ウ) 基点第9号から132度30分(真方位)150メートルの点

(エ) 基点第9号から127度15分(真方位)184メートルの点

(オ) 基点第9号から161度15分(真方位)291.5メートルの点

(カ) 基点第9号から152度30分(真方位)440メートルの点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 米子市淀江町及び西伯郡大山町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(18) 公示番号 海区第12号

ア 漁場の位置 西伯郡大山町平田地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(ア) 大山町平田所在の漁港境界鉾

(イ) (ア)から261度20分(真方位)216メートルの点

(ウ) (ア)から238度40分(真方位)370メートルの点

(エ) (ア)から212度00分(真方位)393メートルの点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 米子市淀江町及び西伯郡大山町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(19) 公示番号 海区第13号

ア 漁場の位置 境港市地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域
基点第10号 境港防波堤先端灯台

(ア) 基点第10号から135度30分(真方位)3,600メートルの点

(イ) 基点第10号から143度15分(真方位)4,210メートルの点

(ウ) 基点第10号から153度30分(真方位)3,770メートルの点

(エ) 基点第10号から150度45分(真方位)3,460メートルの点

(オ) 基点第10号から138度30分(真方位)3,420メートルの点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く。))

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 境港市

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(20) 公示番号 海区第14号

ア 漁場の位置 境港市地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第10号 境港防波堤先端灯台

(ア) 基点第10号から135度30分(真方位)3,600メートルの点

(イ) 基点第10号から143度15分(真方位)4,210メートルの点

(ウ) 基点第10号から153度30分(真方位)3,770メートルの点

(エ) 基点第10号から150度45分(真方位)3,460メートルの点

(オ) 基点第10号から138度30分(真方位)3,420メートルの点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 境港市

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(21) 公示番号 海定第1号

ア 漁場の位置 西伯郡大山町御来屋地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(カ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯35度32分12.07秒、東経133度31分06.01秒の点

(イ) 北緯35度32分18.02秒、東経133度31分29.00秒の点

(ウ) 北緯35度32分12.05秒、東経133度31分30.08秒の点

(エ) 北緯35度31分53.09秒、東経133度31分25.00秒の点

(オ) 北緯35度31分53.00秒、東経133度31分21.03秒の点

(カ) 北緯35度32分07.00秒、東経133度31分10.00秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 定置漁業(雑魚定置漁業)

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

2 保全沿岸漁場に関する事項

設定なし

3 類似漁業権以外の漁業権
海区第8号